

# プレスリリース

令和4年11月29日  
農林水産部農林企画課

## 高病原性鳥インフルエンザの発生に関する各種相談窓口の設置について

令和4年11月29日に伊達市で確認された高病原性鳥インフルエンザの発生にともない、下記のとおり相談窓口を開設しますので、お知らせします。

記

### 1 問い合わせ内容と問い合わせ先

(1) 高病原性鳥インフルエンザの一般的事項に関する相談

農林企画課 024-521-8027

(2) 人への影響・健康相談

地域医療課 024-521-7408

(3) 野鳥に関する相談

自然保護課 024-521-7210 (平日)

野生生物共生センター 0243-24-6631 (土日祝日)

(4) 家きん養鶏農場の経営に関する相談

農業振興課 024-521-7344

024-521-7336

### 2 相談窓口開設期間と相談対応時間

令和4年11月29日(火)から当面の間

(平日) 8:30～21:00

(土日祝日) 9:00～17:15

### 3 その他

相談窓口の終了時期は、今後の防疫措置の実施状況を踏まえて設定します。

問い合わせ先

福島県高病原性鳥インフルエンザ対策本部

情報班 古川

電話 024-521-7318 (内線3290)

県内で

# 高病原性鳥インフルエンザ が発生しました



高病原性鳥インフルエンザは

- **家きん**（鶏など卵や肉の生産目的で飼育する鳥類）など多くの鳥類が感染する病気です。
- 鳥類に対して強い病原性を示します。
- 鶏肉や鶏卵を食べることで人に感染した事例はありません。

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防ぐため  
家畜伝染病予防法に基づく防疫措置を行います

- 発生した農場の鶏の殺処分
- 殺処分した鶏などの埋却処理
- 発生した農場の消毒
- 発生した農場の周辺での通行規制・車両消毒

など

お問合せ先

福島県高病原性鳥インフルエンザ対策本部

受付時間

(平日) 8:30~21:00

(土日祝) 9:00~17:15

【鳥インフルエンザ一般に関すること】 024-521-8027 (農林企画課)

【人の健康相談に関すること】 024-521-7408 (地域医療課)

【野鳥に関すること】 平日：024-521-7210 (自然保護課)

土日祝日：0243-24-6631 (野生生物共生センター)

【周辺養鶏場の経営相談に関すること】 024-521-7344

-7336 (農業振興課)



県内で

# 高病原性鳥インフルエンザ が発生しました

高病原性鳥インフルエンザは

- **家きん**（鶏など卵や肉の生産目的で飼育する鳥類）など多くの鳥類が感染する病気です。
- 鳥類に対して強い病原性を示します。
- 鶏肉や鶏卵を食べることで人に感染した事例はありません。

**家きん**を飼育されている方は以下の取組に御協力をお願いします。

- **家きんの健康観察の徹底**
- **家きん舎への部外者の立入り禁止**
- **家きん舎の消毒**
- **異常が確認された場合の早期通報** など

【お問合せ先】 福島県高病原性鳥インフルエンザ対策本部

受付時間 （平日）8：30～21：00（土日祝日）9：00～17：15

【鳥インフルエンザ一般に関すること】 024-521-8027（農林企画課）

【人の健康相談に関すること】 024-521-7408（地域医療課）

【野鳥に関すること】 平日：024-521-7210（自然保護課）

土日祝日：0243-24-6631（野生生物共生センター）

【周辺養鶏場の経営相談に関すること】 024-521-7344

-7336（農業振興課）

↓家きんに異常が確認された場合は管轄の家畜保健衛生所へご連絡ください↓

福島県中央家畜保健衛生所 0247-57-6131（管轄：県中、県南、いわき地方）

福島県県北家畜保健衛生所 024-531-1301

福島県会津家畜保健衛生所 0242-25-0599

福島県相双家畜保健衛生所 0244-24-3451

受付時間 平日・土日祝日問わず24時間体制